

すさみ町生殖補助医療先進医療費助成事業のお知らせ



●対象となる方（以下の項目に全て当てはまる方）

- ・法律上の婚姻をしている夫婦である、又は事実婚関係にあることを町長が承認していること
- ・夫婦のいずれか一方または双方がすさみ町に住民票があること
- ・和歌山県生殖補助医療先進医療費助成事業（申請窓口：保健所）の交付決定を受けていること

●対象となる治療

保険診療の生殖補助医療と併用して実施された先進医療

●助成内容

ご夫婦1組につき、県要綱に定める1回の治療に要する費用から和歌山県生殖補助医療先進医療費助成事業の助成額を控除した額（自己負担3割として限度額を5万円とする）を県要綱と同等の回数で助成します。

●申請先

すさみ町役場環境保健課

※すさみ町役場にこられる前に保健所にて和歌山県生殖補助医療先進医療費助成事業の申請をおこなって下さい。

●提出書類

- (1) すさみ町生殖補助医療先進医療費助成事業申請書
- (2) 和歌山県生殖補助医療先進医療費助成事業受診等証明書の写し
- (3) 和歌山県生殖補助医療先進医療費助成事業助成金交付決定通知書の写し
- (4) 戸籍上の夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本）の写し
- (5) 夫婦の住所を確認出来る書類（住民票）の写し
- (6) 医療機関が発行する先進医療に要した費用に係る領収書の写し
- (7) 妊娠12週以降に死産に至った場合に助成を受けることができる回数のリセットをする場合にあっては、死産届等の写し
- (8) 事実婚関係にあることを申し立てる場合は、事実婚関係に関する申立書

審査の結果、支給要件を満たしている場合はすさみ町生殖補助医療先進医療費助成事業交付決定通知書を交付し、請求書を提出いただいたあとに指定された口座に助成金を振り込みます。

【お問い合わせ先】

すさみ町役場環境保健課 保健師
TEL:55-4803(直通)